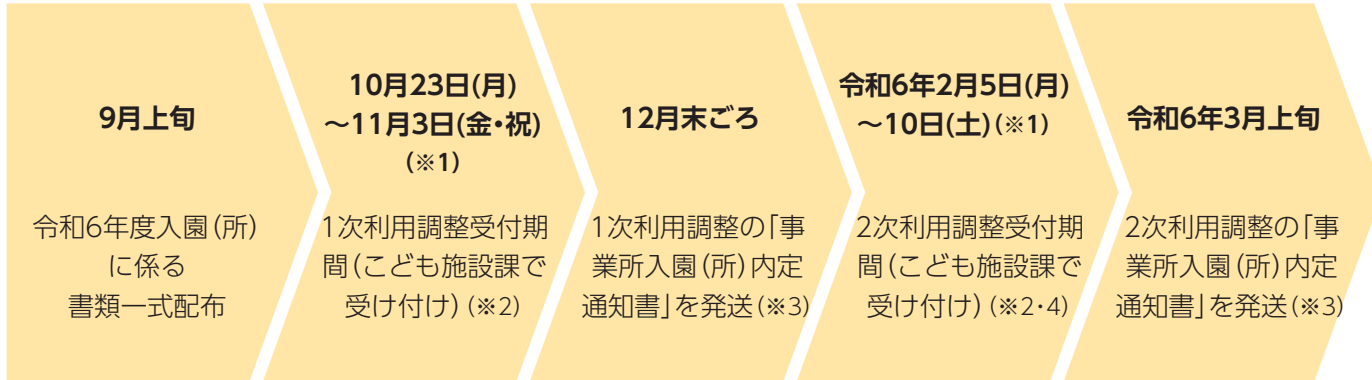


入園(所)申し込みのスケジュール

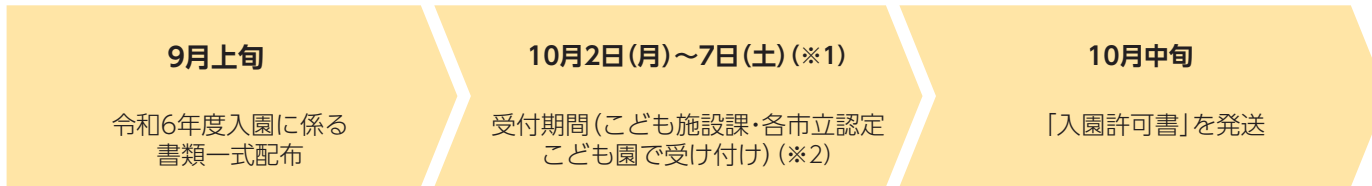
2号・3号の場合(保護者の就労等により、家庭で保育できない場合)

対象施設…①市立認定こども園(保育所部分)・②私立認定こども園(保育所部分)・③私立保育所・④小規模保育事業および事業所内保育事業



- (※1) 受付時間…平日および11月3日(金・祝)9:00～17:30、土曜日10:00～12:00(日曜日は除く)
 - (※2) 窓口での申請の他、郵送での申請も受け付けています。なお、窓口での申請に子どもの同伴は不要です。
 - (※3) 「事業所入園(所)内定通知書」をもって、入園(所)内定となります。内定後、各施設での面談を受け、施設との契約をもって、入園(所)決定となります。
 - (※4) 2次利用調整は、施設に空きがない場合は実施しません。
- 注 上記日程などについては、変更する可能性があります。変更した場合は市ホームページでお知らせします。

1号 ①市立認定こども園(幼稚園部分)の場合



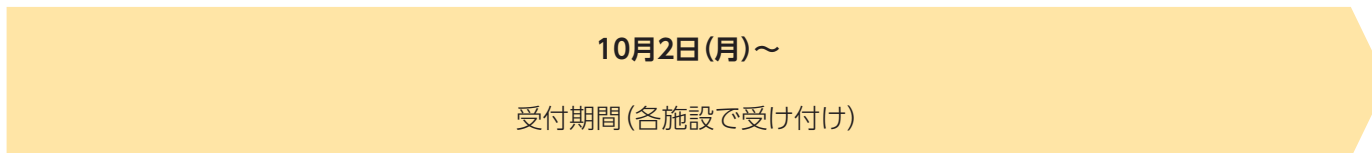
- (※1) 平日・土曜日9:00～17:30。ただし、土曜日は各市立認定こども園のみ受け付け可能。
 - (※2) 申請に子どもの同伴は不要です。また、申し込みが募集枠を上回る場合は、抽選(公開)を行います。
- 注 受け付け方法などについては、変更する可能性があります。変更した場合は市ホームページなどでお知らせします。

1号 ②私立認定こども園(幼稚園部分)の場合



注 こども施設課では受け付けを行っていません。各施設に直接問い合わせてください。入園決定などの連絡は各私立認定こども園からあります。

⑤私立幼稚園の場合



注 こども施設課では受け付けを行っていません。各施設に直接問い合わせてください。入園決定などの連絡は各私立幼稚園からあります。

令和6年度

認定こども園などへの入園(所)

令和6年4月に認定こども園など(※)への入園(所)を希望する人の申し込みを受け付けます。

申し込み方法などの詳細については、「令和6年度守口市認定こども園等入園(所)案内【令和5年9月版】」および「令和6年度守口市認定こども園等施設一覧表【令和5年9月版】」をご覧ください。
(※)①市立認定こども園・②私立認定こども園・③私立保育所・④小規模保育事業および事業所内保育事業・⑤私立幼稚園

配布場所

市ホームページまたは市役所3階こども施設課、市内教育・保育施設(各施設にかかるもののみ)、児童センター、わかかさ・わかすぎ園、各コミュニティセンター、大日サービスコーナー、市立図書館

- 問 ①・②(保育所部分)・③・④に関しては、こども施設課(入所担当) ☎06-6992-1637
①(幼稚園部分)に関しては、こども施設課(公立担当) ☎06-6992-1661
②(幼稚園部分)・⑤に関しては、各施設に直接問い合わせ

申し込み方法などの詳細はこちら

①・②(保育所部分)・③・④の入園(所)を希望される人



①・②(幼稚園部分)・⑤の入園(所)を希望される人



施設一覧表はこちら



注 ①市立認定こども園・②私立認定こども園・③私立保育所・④小規模保育事業および事業所内保育事業・⑤私立幼稚園

令和6年(2024)年4月1日入園(所)対象者の年齢

入園(所)の年齢は、その年の4月1日現在の満年齢によります。(誕生日を迎えて年齢が上がっても、当該年度の「歳児」は変わりません。)

年齢	生年月日	対象施設	
		保育所部分(※1)	幼稚園部分(※2)
5歳児	平成30年(2018年)4月2日～平成31年(2019年)4月1日生	2号 ①・②・③	1号 ①・②・⑤
4歳児	平成31年(2019年)4月2日～令和2年(2020年)4月1日生		
3歳児	令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日生		
2歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日生	3号 ①・②・③・④	-
1歳児	令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日生		
0歳児	令和5年(2023年)4月2日生～		

- (※1) 保育所部分(2・3号)は、保護者の就労など(保育必要事由)により、家庭での保育ができない場合に利用できます。
- (※2) 幼稚園部分(1号)は、保育必要事由がない場合でも利用できます。

保育所部分の申し込みにかかる注意事項

- ▽申込期間内で受け付けを行い、入園(所)利用調整を行いますので、**先着順で入園(所)が決定するものではありません。**
- ▽現在、令和5年度の随時入園(所)を申し込みされ、入園(所)保留となっている人についても、令和6年度の入園(所)を希望される場合は、新規の入園(所)希望の人と同様に、申込期間内に必ず手続きを行っていただく必要があります。
申し込みをされなかった場合、令和6年度の入園(所)は希望されないものとして取り扱いますので、注意してください。
- ▽申し込みの前に施設への問い合わせおよび施設見学を行う必要があります。